

令和元年度原子力規制委員会

第49回会議議事録

令和元年12月18日（水）

原子力規制委員会

令和元年度 原子力規制委員会 第49回会議

令和元年12月18日

10:30～12:35

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及び改正案に対する意見募集の結果について一分かりやすさの観点からの記載の見直し
- 議題2：原子力規制委員会マネジメント規程の改正について（案）
- 議題3：原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化）
- 議題4：原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）
- 議題5：新検査制度に係る内規類の決裁区分等について
- 議題6：安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について

○更田委員長

それでは、第49回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は、「原子力発電所の火山影響評価ガイドの一部改正及び改正案に対する意見募集の結果について一分かりやすさの観点からの記載の見直し」。

説明は森下原子力規制企画課長から。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制企画課の森下です。

それでは、資料1に基づいて説明いたします。

1. でございますけれども、（原子力発電所の）火山影響評価ガイド（火山ガイド）につきましては、パブリックコメントを1か月間実施いたしました。その結果、意見が42件、87の質問が寄せられてまいりました。本日は、この御意見と、それに対する考え方について、まずは別紙1で説明させていただきます。また、いただいた御意見を踏まえて、別紙2のように火山ガイドの改正案について、分かりにくい記載内容の明確化とか、平仄が合っていない部分の整合性の確保などのための修正を行ったものを説明させていただきます。

まず、別紙1でございますけれども、パブリックコメントとその結果でございます。主なものを説明させていただきます。

まず、No. 2～No. 4については同じ趣旨の意見でございますけれども、全体を通しましてですけれども、右側の考え方を見ていただきまして、今回の改正の趣旨を書いております。今回の改正は、火山ガイドの各規定の趣旨、火山ガイドに基づく審査実務の考え方を正確、分かりやすく表現するために行うものであって、要求内容を追加変更するものではないことを全体について述べてきております。その上で、No. 2～No. 4の指摘につきましては、No. 4を見ていただきまして、運用期間中に設計対応不可能な火山事象が影響を及ぼす可能性が十分小さいと言えない場合には、立地は不適と考えられるという記述が消えているという指摘でございますけれども、それにつきましては、No. 2の右側の2パラグラフでございますけれども、同様の内容が重複して記載されているということで、記載場所としては、今回整理した2. 1の「（1）立地評価」の方が適切であるため整理したものでございます。内容に変更はございません。

それから、No. 7～No. 14までの質問は、「1. 4 用語の定義」についてのものでございます。正確性を期すようにとの意見でございます。それについては、No. 8の右側の回答を見ていただければと思います。「1. 4 用語の定義」についてですけれども、これは火山学の一般的な知見を前提として、火山ガイドの理解のために、火山ガイドに用いる言葉の意味、内容を分かりやすく説明するためのものでありまして、必ずしも学術的な厳密さを期したものではありません。誤解を生ずるおそれがあるような場合を除いては、厳密さを求めるまでの必要はないと考えているという回答にしております。

その定義に関連しまして、No. 13を御説明したいのですけれども、新しい2. 1の解説-

1. で、地理的領域とは半径160kmの範囲の領域とするというものの根拠についての質問がございました。これにつきましては、右側を見ていただきまして、まず、現在の火山ガイドの記載を移動したものでありまして、2. 1、「(2) 影響評価」に移動したものでありまして、内容に変更はないことを述べた上で、「また、」以下の3パラグラフを御覧いただきたいのですけれども、地理的領域を半径160kmとしたのは、国内における設計対応不可能な火山事象の既往最大到達距離、阿蘇4（阿蘇山での4回目の巨大噴火）火砕流堆積物を考慮して定めたものだという回答をしております。

あと、No.13では、それにあわせて、阿蘇のカルデラの火山灰が北海道まで、また始良カルデラの火山灰が東北まで到達しているという指摘がありますので、最後のパラグラフでございませぬけれども、火山灰については、立地評価に関わるものではなくて、原子力発電所の影響に関わるものであるということで、火山灰については160km以遠の火山であっても影響評価の対象となっておりますという回答にしております。

それから、No.15は、2. 2の（火山活動の）モニタリングの要求内容が不明確という指摘でございまして、それにつきましては、右側でございませぬけれども、不明確な点につきましては、火山ガイドの各規定の整合性を踏まえて、まず、改正案の2. 2の見出しを、「火山活動のモニタリングの流れ」、それから、2. 2の内容を「火山活動のモニタリングの実施方針及びモニタリングにより観測データの有意な変化を把握した場合の対処方針を策定することとする」と修正いたします。同様に、後ろの方に出てまいりますけれども、6. のモニタリングのところ、No.66、68、69で同様の指摘、それから、関連する表3につきましても、No.83、84で同様の指摘がございましたので、改正案2. と6. 、それから、表3を含めて関係する規定を同様に修正したいと思っております。

それから、No.17につきましては、「将来噴火する可能性が否定できる場合は考慮対象から除外する。」が、「可能性が十分に小さい場合は考慮対象から除外する。」と表現が変わっていることについての意見でございませぬ。右側でございませぬけれども、これにつきましては、今回は審査の実務の考え方を正確に分かりやすくしたものと最初に申し上げましたけれども、これまでの審査の実務において、噴出源である火山事象が同定でき、これと同様の火山事象が原子力発電所の運用期間中に発生する可能性が十分小さい場合は、可能性が否定できる場合に当たるとして、考慮対象から除外しています。現行火山ガイドでは、この否定できる場合との記載が分かりやすいとは言えないことから、今回、記載の適正化を図るということでございませぬ。

それから、No.20でございませぬけれども、これは「3. 原子力発電所に影響を及ぼし得る火山の抽出」というところの3. 3の「(2) 完新世に活動を行っていない火山」について、このような火山も個別評価対象とするよう求めるという意見でございませぬ。右側でございませぬけれども、2パラグラフでございませぬが、審査実務において、これまで将来の活動可能性が十分小さいと判断できないものを個別評価の対象としており、今回の改正はこの点について変更するものではありませんという回答になっております。

それから、少し進んでいただきまして、No. 23～No. 65までなのですが、これは全て巨大噴火の追記を行ったところについてのコメントをいただいております。これにつきましては、通し番号9ページのNo. 26の御意見に対する回答を見ていただきたいと思います。No. 26は、この巨大噴火の記述を削除すべきという意見でございますけれども、今回の改正の趣旨は、先ほども申し上げましたけれども、火山ガイドに基づく審査実務を正確に分かりやすくするものでございますけれども、今回の巨大噴火に関する記載を追加する趣旨を2パラグラフから述べております。

まず、改正案の「噴火に至る過程が十分に解明されていないこと」との記載でございますが、これは巨大噴火に関する火山学の知見には限界があることを述べたものでございます。この認識はこれまでどおりのものでございまして、火山ガイド、これに基づく審査の前提となっているものでございますけれども、これまで明示的に記載していなかったため、巨大噴火の発生の時期等について、予知が可能であるかのような誤解の余地がございましたので、この点を明確にするため、明記したものでございます。

次に、巨大噴火は、発生すれば広域的な地域に重大かつ深刻な災害を引き起こす火山活動である、火山事象の中では低頻度な事象である、有史において観測されたことがないこと等を踏まえて判断することが適切であると記載しております。これは、原子力発電所の運用期間中における巨大噴火の可能性は、火山学の知見に限りがあるという認識を前提として判断することになりますけれども、その際、巨大噴火に至る過程が十分に解明されていないことのみをもって巨大噴火の発生を当然想定すべきとするものではなくて、ほかの社会インフラの安全規制、我が国の火山防災対策で対策が求められていないような火山事象であるという、巨大噴火の特性に応じた判断をすべきであることを述べたものでございます。これもこれまでの火山ガイドと審査の考え方を明確にしたものでございます。

その上で、「当該火山の現在の活動状況は…（中略）…十分小さいと評価できる」と火山ガイド（の改正案）に記載しましたけれども、原子力発電所については特に高度な安全性が求められることに鑑みて、他の安全規制や国全体の火山防災対策では求められていない厳しい判断基準を設定していることについて述べたものでございます。この点についても、これまでの考え方を明確にしたものであります。

結論でございますけれども、改正案で今説明したような内容を分かりやすく修正したいと思っておりますので、いただいたコメントを踏まえて当該部分は修正したいと思っております。

それから、No. 29でございますけれども、これも巨大噴火に関するもので、4. 1の設計対応不可能な火山活動の評価の「（2）火山活動の可能性評価」で、巨大噴火が差し迫った状態ではないという評価、解説-11. についての追加分は認められないというコメントでございます。（それに対する回答が）右側でございます。今回の改正案は、審査実務を正確に反映するものでございますけれども、解説-11. の記載について説明を加えております。原子力発電所の運用期間中の巨大噴火の可能性は個別の事例に即して判断する必要があるとの理解の下、現在の火山学の知見に照らした調査を尽くした上で、そこで得ら

れた検討対象火山における巨大噴火の活動間隔、最後の巨大噴火からの経過時間、現在のマグマだまりの状況、地殻変動の観測データなどから総合的に評価するという火山ガイドに基づいて、申請者において取り組むべきアプローチを示しているものでございます。

それから、No. 31は、巨大噴火の数10km³というものについて明確にしてほしいという意見でございます。これについては、No. 31の右側でございますけれども、この数10km³程度というのは、巨大噴火として捉えるべき噴火の規模について概括的に表現したものでございます。一種の目安でございますけれども、個々の噴火が巨大噴火に当たるかどうかについては個別の事例で判断するというものでございます。

それから、同じく巨大噴火につきまして、No. 34でございますけれども、巨大噴火が差し迫った状態ではないとの評価、それから、運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的、合理的、具体的な根拠が得られていない場合は、巨大噴火の可能性は十分小さいと判断できるという記載についての意見でございます。これについては、2パラグラフからでございますけれども、「現在の活動状況は巨大噴火が差し迫った状態ではないと評価でき」との要件は、解説-11. に書いておりますけれども、現在の火山学の知見に照らした調査を尽くした上でということ、No. 29の回答と同じ内容でございます。その上で、現在の火山学の知見自体が豊かな広がりを持って進歩していくものであることからすれば、現在の知見に照らした調査を尽くしたとして、なお、新たに巨大噴火の可能性に関する科学的知見が得られることもあり得ると考えられ、このような知見が火山学に合理性のある具体的な根拠であるとすれば、当然考慮すべきものということで、「運用期間中における巨大噴火の可能性を示す科学的に合理性のある具体的な根拠が得られていない場合」との要件はこのことを示すものであります。

以上が巨大噴火に関するものでございまして、あとはずっと同じものが続きますので、通し番号30ページまで飛んでいただきまして、No. 69でございますけれども、火山活動のモニタリングにつきまして、No. 66、68～70が同じくモニタリングに対する意見でございますけれども、No. 69でモニタリングの結果を評価し、火山の活動状況に有意な変化がないことを確認することについての質問、意見でございます。これについては右側に述べておりますが、火山活動のモニタリングは、地殻変動等の自然現象を取り扱っているため、時間的・空間的な揺らぎ等の変化はつきものでございます。現在の火山ガイドにおける「変化がない」との記載は、状況の変化がこの揺らぎ等の範囲内にあることを指していますということでございます。

それから、（別紙1の）34～36ページ（通しの35～37ページ）は、その他、原子力規制委員会、原子力規制庁の活動の参考にさせていただき意見ということで、直接のこの火山ガイド（に対するもの）ではないのですけれども、載せております。

以上が別紙1のパブリックコメントへの回答でございますけれども、それを踏まえまして、別紙2でございますけれども、通し番号の39ページからになります。まず39ページで、目次でございますけれども、先ほどのモニタリングのところ、「2. 本評価ガイドの

概要」の中で、2. 1の「火山影響評価の流れ」と（平仄を）あわせて、2. 2の「モニタリングの流れ」と修正しております（2. 1と2. 2のタイトルを修正しております）。

それから、通し番号の47ページ、2. 2からが火山活動のモニタリングのところでございますけれども、No. 15の御意見、同様に6. 、それから、表3もモニタリングの記載がございますけれども、6. は（通しの）56ページから、表3は（通しの）76ページと77ページでございますけれども、ここの赤字のような修正を加えております。

それから、通し番号の53ページ、4. 1の設計対応不可能な火山事象の「（2）火山活動の可能性評価」ですけれども、No. 26などの巨大噴火に関する意見をいただきまして、赤字のような修正を加えております。

私からの説明は以上です。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。石渡委員。

○石渡委員

かなり多数の御意見をいただきまして、これについてはよく検討された上で、修正すべき点は御意見に従って修正したところもございますが、今までの火山ガイドの基本的な方針とか考え方というものは全て変えずに維持していると。分かりやすく、誤解が生じやすいような点を書き方を改めるという修正を施したものであります。そういう意味で、御意見に対する事務局からの回答は、そういう点を懇切丁寧にといたしますか、詳しく回答していただいたと考えております。

以上です。

○更田委員長

ほかにいかがですか。

（令和元年度）第36回原子力規制委員会（令和元年10月6日）で意見募集にかけるものについては既に議論したところで、今回、御意見に対する考え方は、石渡委員が言われたことがかなりの部分をカバーすると思うのですが、表現としてきちんと伝わるものになっているか、誤解を与えにくいものになっているかという点ですが、それはもう既におおむね確認されているものと思しますのでけれども、何か改めて確認しておきたいことがあれば。

田中委員。

○田中委員

今、説明があったので、もう一回教えてほしいのですが、意見の24番（No. 24）に関連して、解説-12. が無くなって、文章を書き換えたというのがあって、もうちょっと詳しく教えていただけませんか。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

解説-12. につきましては、解説ではなくて、本体の4. 1の「（2）火山活動の可能性評価」のところ、新旧対照表の16ページ（通しの54ページ）、（3）の上の辺りの数

行を見ていただければと思うのですけれども、最後のくだりだけ申し上げますと、「運用期間中における巨大噴火の可能性は十分に小さいと判断できる。」と、ここに書いておりますということでございます。

○田中委員

それが指摘も踏まえて（解説-12.での記述が）無くなって、文章の方に正確に書いたということですね。

○森下原子力規制部原子力規制企画課長

そういうことです。

○更田委員長

ほかにいかがですか。よろしければ、別紙1のいただいた御意見に対する考え方並びに別紙2の（原子力発電所の）火山影響評価ガイドの一部改正について、事務局案のとおり了承してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

ありがとうございました。それでは、別紙2の火山評価（火山ガイド）の改正について決定します。

2つ目の議題は、「原子力規制委員会マネジメント規程の改正について（案）」。

説明は監査・業務改善推進室（監査室）の本橋室長から。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

原子力規制委員会マネジメント規程（マネジメント規程）の改正につきまして、資料2に基づきまして御説明いたします。

改正内容については、別添1のとおり全部改正するものでございますけれども、この概要紙及び別添2としてお付けしております新旧対照表を御覧いただきながら御確認をお願いしたいと思います。

まず、改正の趣旨でございますが、（国際原子力機関（IAEA）の）IRRS（総合規制評価サービス）フォローアップミッションに係る「原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書」については、本年10月9日の原子力規制委員会で決定してございますが、こちらを踏まえた規則及びガイドを定期的に見直す旨の規定を追加することでございます。また、最新のIAEAの基準の要素を取り入れるため、原子力規制委員会マネジメント規程を改正するものでございます。あわせまして規定の整理や表現の適正化等、所要の改正を行うものでございます。

改正の主なポイントでございます。「（1）IRRSの自己評価書に対応し、規則等の定期的な見直しに関する規定の追加」でございます。別添2の新旧対照表で申し上げますと、26ページ目でございます。改正案第46条として、規則等の定期的な見直しについて新設した規定でございます。

また、「(2) 最新のIAEA基準の要素の取り入れ」についてでございますけれども、1点目、マネジメントについて、人的、技術的及び組織的要因並びにそれらの相互作用を適切に考慮する旨の規定を新設してございます。こちらについては、新旧対照表の7ページ目でございます。第8条として、相互作用の考慮に係る規定を新設してございます。また、いわゆる3S(原子力安全(Safety)、核セキュリティ(Security)、保障措置(Safeguards))の調和についての規定につきましては、その次の第9条として新設しているものでございます。

続きまして、「(3) マネジメントの基本原則に係る規定を新設」してございます。こちらにつきましては、新旧対照表の4ページ目から7ページ目の第4条から第7条にかけてでございますが、個別の具体的な規定の前にマネジメントの基本的な考え方を記載し、体系的に整理するための規定を追加したものでございます。それぞれプロセス、組織編成、資源に係るマネジメントの基本原則についての規定を新設してございます。

続きまして、「(4) マネジメントと行政通則法令等との関係の明示」でございます。こちらにつきましては、組織の運営について、行政通則法令等の枠組みの中で行うものである趣旨を明確にしたものでございます。具体的には、行政評価法(行政機関が行う政策の評価に関する法律)に基づく行政の管理との関係、こちらは第2条第3項でございまして、新旧対照表で申し上げますと2ページ目でございます。行政評価法に基づく管理と整合して行うことという趣旨の規定を追加してございます。

また、行政手続法その他の行政通則法令、国際的な基準との関係ということで、第4条でございますが、ページ数で言いますと、新旧対照表の4ページ目でございます。こちらについては、行政通則法令等の定めや国際的な基準に準拠してマネジメントを行うという趣旨の規定を追加してございます。

3点目、組織編成及び資源のマネジメントと国家行政組織法及び国家公務員法との関係、第6条、第7条でございますが、新旧対照表で申し上げますと、6ページ目から7ページ目にかけてでございます。こちらについては、組織編成、資源について、各関係法令の定めにより行うことという趣旨の基本的な考え方について規定したものでございます。

「(5) その他規定の整理及び表現の適正化等」でございますが、基本的には内容の変更を伴うものではございませんので、詳細な説明は省略させていただきたいと思いますが、改正の理由、趣旨、また、その改正の内容については、こちらの新旧対照表にお示ししてございますので、御確認いただければ幸いです。

また、マネジメントの定義につきましてでございますが、現行規定にはマネジメントの定義はございませんが、これまでさまざまな御議論がございましたので、新旧対照表で言いますと2ページ目の第1条に、一般的な用語として、「組織の運営管理」を「(以下「マネジメント」という。)」と定義させていただいております。こちらについても御確認いただければ幸いです。

また、施行期日でございますが、お認めいただければ、本日12月18日から施行したいと

考えております。

事務局からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○更田委員長

御質問、御意見ありますか。

○伴委員

マネジメント規程という規程の名前からして横文字が入っていて、中にいっぱい横文字が出てくるのですね。マネジメントという言葉自体、今まで定義がなかったのを、目的のところで組織の運営管理と書いたことはいいことだと思うのです。確かにマネジメントをそういう形で読み替えていけば、大体意味は通じると思いますが、そういう観点から言うと、気になったのが第4条の第4項ですか、最後のところですけども、「リーダーシップ」という言葉が出てきて、これも結局、IAEAのドキュメントとかから来ていますから、それを流用しているわけですけども、リーダーシップの定義がなされているわけですね。職員が目指すべき価値を共有しようぬんと。この文章を読んだときに、分かるような、分からないようなというのが率直な印象なのです。確かにリーダーシップを定義するのはものすごく難しいとは思いますが、質問は、「リーダーシップ」という言葉がこの中に使われているわけですけども、これがある種の精神規定として出てくるのか、それとも何か具体的なものを求めているのか、そこはいかがでしょうか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

ここで規定しておりますリーダーシップにつきましては、現行規定でも「リーダーシップ」という言葉を定義してございますが、そちらについて、より分かりやすくする観点で修正したものでございますが、伴委員の御指摘に対してお答えするのであれば、いわゆる精神規定として規定したものと考えてございます。

○伴委員

そういうことであれば、とりあえずいいわけですけども、例えば、IAEAのGSR Part2 (IAEA Safety Standards, Leadership and Management for Safety, General Safety Requirements, No. GSR Part 2) を見ると、「リーダーシップ」という言葉は定義はされていないわけですけども、シニアマネジメントは以下のことをすることによってリーダーシップを発揮すること、実践すること、具体的にどういうことをやりなさいということが書かれていますので、将来的にはそういう書きの方が、特に何か実効性を持った要求をしていくのであれば、そういう書きの方が分かりやすいのかなと思います。

○村山長官官房政策立案参事官

総務課の村山ですけども、一点、今のリーダーシップの定義についての補足ですけども、IAEAの基本原則には定義はございません。一方で、その下部規定であるGSR Part2にはフットノート（脚注）で、リーダーシップとはこういうものだという解説といたしますか、定義みたいなものはございます。それに基づきましてマネジメント規程の方で、我々

の方で書き下しているということでございます。

○伴委員

私、フットノートは見ておりませんでしたけれども、ただ、いずれにしても、言いたいことは今言ったとおりです。

○更田委員長

ほかにありますか。

私から3つ。1つは、第10条、グレーデッドアプローチのところ、分かったような、分からないようなというのは、「次に掲げる事項の程度に応じて管理するものとする。」で、「一」と「二」とあって、これは元からあったものに対して、原子力利用における安全等の確保という表現が変わっただけなので、今ここで尋ねるのはタイミングが違うのかもしれないけれども、「安全等の確保に係る影響の観点からの業務の重要性及び複雑性」、もう一つが「安全等の確保に係る影響の観点からの業務に潜在するリスク及びその影響」となっていて、どっちがより不思議かという、後ろの方の「業務に潜在するリスク」とは何か。「一」があれば「二」は要らないような気もするという話は、既にもう（規定は）あったところなのですけれども、筆者は特に「二」を足した意図が多分、あるのだろうと思うのですけれども、何か把握していますか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

現行規定を基本的には踏襲するところは踏襲したということでございますが、業務に潜在するリスクということでございますので、ここについては特段、今回の改正のタイミングで深く追求したわけではございませんけれども、一般的に業務を行うに当たって、それがうまくいかなかった場合の及ぼす影響というような趣旨かなと私は理解いたしました。もし考えが違っていたら大変恐縮でございますが。

○更田委員長

ここは余り深追いしませんけれども、というのは、あっても害はないかなというところなので深追いしませんが。もう一つは、第40条、マネジメントレビューのところですが、マネジメントレビューを行う主体は原子力規制委員会となっているので、原子力規制委員会としてのマネジメントレビューを行うと。実際としては、ある部分、原子力規制委員会が主体的に行う一方で、その下調べというか、作業の多くを実態としては長官ないし次長に委ねて、その報告を受けているという形だと思うのですけれども、この第40条が規定したいと思っているレビューというのを改めて説明してもらえませんか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

マネジメントレビューにつきましては、毎年度末頃に原子力規制委員会でお諮りしてございますけれども、昨年度で言いますと、年度重点計画の達成状況であるとか、内部監査の結果の概要、またマネジメントレビューの中に含むかどうかは別なのですが、同じ場

で、いわゆる原子力規制委員会マネジメントシステムの改善ロードマップの進捗状況について御審議いただいております。したがって、基本的にはそういった案件についてお諮りする場（お諮りするもの）であると認識しております。

○村山長官官房政策立案参事官

総務課の村山です。

補足いたしますと、そういったことをマネジメント規程の下部要領であるマネジメントシステム実施要領（原子力規制委員会マネジメント規程実施要領（マネジメント規程実施要領））で原子力規制庁としてマネジメント委員会を開催することとしておりまして、マネジメントレビューに先立ちまして、長官をヘッドとするマネジメント委員会でマネジメントレビューの内容について審議をしているところでございます。

○更田委員長

ポイントは、私が尋ねているのは、長官ヘッドのマネジメント委員会と原子力規制委員会との関係ですね。この第40条が定めているのは、原子力規制委員会として行うレビューのプロセスだから、その中で長官に指示なり、委託なりという形なのだろうと思うけれども、長官ヘッドのマネジメント委員会の位置付けがどうなっているかというところなのです。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

こちらのマネジメント規程には、今、更田委員長がおっしゃった、長官がヘッドのマネジメント委員会に係る規定はございませんが、実態としては、今、村山参事官から申し上げたとおり、その下部規程であるマネジメント規程実施要領において、マネジメント委員会についての定めがございまして、こちらでマネジメントレビューの評価に資するための必要な事項について審議するという趣旨の規定がございまして、関係といたしましては、下部規程のマネジメント規程実施要領に基づき、長官をヘッドとしたマネジメント委員会で審議したものをマネジメントレビューの中で原子力規制委員会にお諮りするという構造になっていると理解しております。

○更田委員長

何を気にしているかということ、この本体（マネジメント規程）と実施要領（マネジメント規程実施要領）との間で主体がかみ合っているかどうなのですね。ここ（マネジメント規程）で定めている第40条は、レビューの主体が原子力規制委員会であるとしている。その役割の一部を委託されて、ないしは付託されて、実施要領（マネジメント規程実施要領）の定めるマネジメント委員会がやっていると規定をされているのだったら、マネジメント委員会のやっていることは原子力規制委員会のマネジメントレビューの一部と位置付けることができるのだけれども、マネジメント委員会のレビューの主体は原子力規制庁ないしは原子力規制庁長官であってとなると、やはり整理が必要だと思いますので。これは、実態と実施要領（マネジメント規程実施要領）、それから、マネジメント委員会としての

判断の報告をどう受けるかというのは少し検討してもらえばと思うのです。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁の荻野でございます。

御意思を踏まえて検討いたしたいと思えます。このマネジメント規程におきましては、年度重点計画を原子力規制委員会でお決めいただいて、それをきちんとやっていくと。それにつきましてマネジメントレビューで、第40条第2項にありますように、その達成状況等について御報告して、それを見ていただくことでマネジメントになるということでもありますので、ここで記載されておりますところの年度重点計画の達成状況、その他評価に資する条項について、適切に御報告ができるかどうかというところで、そこで下部規程によるマネジメント委員会等の御報告があると思えますが、いずれにしろ年度末に向けて、実際にこうやるという段階になりますので、やり方も含めて、その過程でまた御報告を申し上げたいと思えます。

○更田委員長

よろしくお願ひします。

(私の指摘の) 3つ目は具体的で、第4条で、「マネジメントは、国の法令に定めるもののほか、国際的な基準又は慣行を参酌し、」と書かれていて、国の法令に関してはしっかりとリファアがされているのだけれども、リファアというのは言及、引用がされているのですけれども、国際原子力機関の定める基準とか、国際標準化機構 (ISO)、そのほか、国際慣行が含まれるものとするのだけれども、さっきGSR Part2の議論があったけれども、基本原則で言えば (IAEAの) SF-1 (基本安全原則 / IAEA Safety Standards, Fundamental Safety Principles, Safety Fundamentals, No. SF-1) であるとか、そういったものを、何でよそのものはしっかり言及しないで、というのは、IAEAのGSRだって結構な頻度でころころ変わりますからね。説明の中には、IAEAの基準においてとか、そういったものが根拠として頻出するわけで、そうであるからには、しっかりリファアされているべきなのではないかと思うのです。全てを網羅しろとは言わないのですが、それはどうなのでしょう。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

更田委員長おっしゃるとおり、関係する基準を書き下すというやり方もあるのかとは思いますが、ここについては国際原子力機関の定める基準の中に、今おっしゃったSF-1であるとか、GSR Part1、Part2といったものが当然含まれるものでございますので、最終的には判断なのかもしれませんが、我々としては、これで十分ではないのかなと感じたところでございます。

○村山長官官房政策立案参事官

総務課の村山です。

補足いたしますと、今、言及のありましたGSRのPart2というのは、実は専ら事業者向け

の内容のものでございまして、実際に、例えば、放射能濃度の測定であるとか、日々のオペレーションのマネジメントシステムについて規定がございまして。この基準のうち適切なものは、規制機関（レギュラトリーボディ）にも適用可能であるという形で記載がございまして、我々としてはGSRで定められたことを全部そのまま取り入れるというよりは、まずは、我々は日本政府の行政機関ですので、法令に基づいた上で適切なものを取り入れていくということで、このようなマネジメント規程の改正案の書きぶりとなっております。

○更田委員長

尋ねていることの趣旨がすり替えられていると私は思っていて、何もきっちり言及しろとか、IAEAの基準を全て取り込んでいるか、取り込んでいないかなどと、そんなことを尋ねていないです。書いているのだったら、また、根拠は何というときの説明に使うのだったら、どの文書であるか明定すべきではないですかと尋ねています。その必要がないというのだったら、なぜ必要がないのか。法律は随分詳しく、「何年の第88号」うんぬんと出てきているけれども、（規制に関して）ではなぜここはこう書かれているのと言うと（質問すると）、むしろ法律よりも「IAEAの基準で（そうになっている）。」という答えがしょっちゅう返ってくるではないですか。やはり（先ほどの事務局の）答えには満足できないのだけれども。

片山次長。

○片山原子力規制庁次長

次長の片山です。

行政通則法令も主要なものを例示しているだけでございまして。網羅しているわけではございません。更田委員長の趣旨を體現するのであれば、IAEAの基準の代表例を例示する、何々などのというやり方は一つの解決策ではあるかと思えます。

○更田委員長

そう言っているつもりですけれども、もとより。

○片山原子力規制庁次長

だとすると、マネジメントに関するものということでいけば、「GSR Part2」でいいのですかね、「（GSR Part2）などの」という言い方で一つ例示を入れるというのが解決策かと思えますが。

○更田委員長

年限を入れてほしいのですね。GSR Part2、(IAEAの) SSR (Specific Safety Requirements) にしてもそうだけれども、何にしても、SF-1以外は結構な頻度で変わるので。法律も全て網羅しているわけではありませんと言うけれども、バランスからしても、GSR Part2だけ引くというのだったら、「SGR Part2 (何年)」など（の形）でもいいけれども、最低限、その対処はしてほしいと思うのですが。

伴委員。

○伴委員

法律に関しては確かに年が書いてありますけれども、制定の年で、これは変わらないわけですね。一方、例えば、IAEAのGSRを引いてしまうと、改訂があるたびにここを書き替えなければいけなかったり、あるいはGSRの構造自体も、今のPart2というのも比較的最近そういう呼ばれ方になったので、番号といいますか、構造が変わってしまうことがあるので、そこはどうかのだろうなと思います。

○更田委員長

私はそれは全然懸念に及ばないと思っていて、GSRが変わってマネジメント規程の内容自体も変えるのだったら、引用の部分を変えなければならないかもしれないけれども、運営要領（※正しくは、マネジメント規程実施要領）なり、（マネジメント）規程の内容を変えるつもりがないのだったら、リファアーは古いものでいいはずなのですよ。リファアーしたものの対象が新しくなったから、リファレンスを更新するなんて（しなくていい）。（問題は）何を参照してこの文章を書いたかだから、参照した主体は何年たとうが変わらないはずですよ、内容が変わらないのだったら。だからむしろ私は年限をはっきり書くべきだと思っていて、年限を書かないと、その後、改訂したものを参照したかのような誤解が生ずるので、どの時点のものを見たのかは明確にするべきだと思う。網羅しろとは言っていないけれども。

○荻野原子力規制庁長官

原子力規制庁、荻野でございます。

そういうことであれば、代表的なものを、現在までの作業中、特定できるのであれば、ちょっとだけお時間いただいて、今日のこの場の中で御提案させていただくということによろしいでしょうか。この原子力規制委員会の中で案をお示ししたいと思います。

○更田委員長

はい。私からは3つ（の指摘）で以上ですが、ほかに。石渡委員。

○石渡委員

13ページの教育・訓練の実施等と、新しい第26条、古い第16条のところで質問したいのですが、（改正）前の条文では、任じられた業務に必要な力量が不足している場合には、研修、教育・訓練を実施するというところに、「過酷な状況への対応を含め、」というのが書いてあったのですが、これを削ると。これが表現の適正化だと書いてあるのですね。でも、これは表現の適正化というよりは、内容が変更されていると私は判断するのですけれども。「過酷な状況への対応を含め、」というのは、多分、福島第一原子力発電所事故とか、ああいうものを踏まえての言葉だったように思うのですね。これがなくなるとどうということになるかという、左側の第26条の文章を見ると、任じられた業務に対する理解及び必要な力量が不足している場合には教育・訓練を実施するというストレートな話になってしまって、そうすると教育・訓練を受けている人は、要するに、必要な力量が不足している人なのだということになりますね。ところが、（改正案の第26条より）前の方の（条文）、例えば、6ページの（改正案の）第7条などを見ると、「適材適所の人事配置と業

務量に応じた人員配分により業務の質を最適化し、キャリアパスモデルの明示と力量の管理により職員の能力向上を図るものとする。」と、非常にいいことが書いてあります。これと（改正案の）第26条に書いてあることはどうも調和しないように思うのですね。例えば、「任じられた業務に対する」というところから次の行の「できるよう」までは取ってしまって、「必要に応じて、業務を通じた教育・訓練の実施、」という形にした方が、（改正案の第26条より）前の第7条の条文と調和するのではないかと感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

今の石渡委員の御指摘の最後の御発言でございますが、（改正案の）第26条のどの部分をカットした方がよいという御提案でございますでしょうか。いま一度確認させていただければと思います。

○石渡委員

（改正案の第26条の）2行目の「任じられた」というところから3行目の「到達することができるよう」というところまでを削除して、「部課長が必要に応じて、業務を通じた教育・訓練の実施ができるよう」という形にした方が、（改正案の第26条より）前の第7条の条文との調和という点で適切なのではないかと考えますが、いかがでしょうかというお話です。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

監査室の本橋でございます。

今の（改正案の）第26条の石渡委員がおっしゃった修正案につきましては、基本的に現行の規定の趣旨を変えるものではございませんし、石渡委員がおっしゃったとおり、（改正案第7条の）基本原則を踏まえての個別規定でございますので、基本原則を踏まえた形になると、修正によってそうなるということであれば、より適切な表現になるかと思しますので、こちらについては御指摘を踏まえて修正することは特に問題ないものかと思ます。

○更田委員長

（改正案の）第26条は、現行の第16条とニュアンスが違うのだけれども、（改正案の）第26条をこのまま平たく読むと、欠けている部分があると、不足分があると、それを補うためというので、計画的な改善であるとか、向上とは別物で、穴を埋めると書いてあるのだけれども、一方で元の第16条の方は、「過酷な状況への対応を含め、」と書かれていることによって、より厳しい条件でも、そこに足らざるものがあれば、それを補うようにという趣旨に読めなくもないので、「過酷な状況への対応を含め、」を取っ払ったために、ますます不足分を埋めますというところが強調されたように思うので、そういった意味で石渡委員の指摘はうなずけると私は受け止めたのですけれども、これもそんなに大きな、難しい修正ではないだろうから、この原子力規制委員会の中でもということはあるのでしょうか。

○本橋長官官房総務課監査・業務改善推進室長

逆に事務局としては、今の修文で委員の皆様がよければ、そういうふうに修文する案で改めて。

○更田委員長

ほかにありますか。

我々はIRRSのフォローアップミッションを控えているので、これを速やかに英訳してと、そういうのが待っていると理解していてよろしいですか。

○村山長官官房政策立案参事官

総務課の村山です。

元々の（IRRSフォローアップミッションの）ARM（事前参考資料）自体ですとか、いろいろな一連の資料の英訳は既に終わっておりまして、追加での作業となりますので、限られた期限、予算内で、可能な範囲で対応したいと考えております。

○更田委員長

ほかにありますでしょうか。

では、本件に関しては、修正案を示してもらってということにしたいと思います。

それでは、3つ目の議題は、「原子力災害対策指針の改正案に対する意見募集の実施について（核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化）」。

説明は長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課の大熊課長から。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の大熊でございます。

資料3に基づいて御説明させていただきます。原子力災害対策指針（原災指針、災対指針）の改正案に対する意見募集の実施、具体的には、この議題では、核燃料物質等の輸送時の災害対策に係る初動対応の明確化に関する事項についてお諮りさせていただきたいと存じます。

1. の経緯等でございます。本年7月17日の原子力規制委員会におきまして、原子力事業者防災訓練（事業者防災訓練）等を踏まえた複数の課題に対応いたしまして、原子力災害対策指針の改正に向けて検討していくという方針について御議論をいただいたところでございます。この複数の課題の中で、核燃料物質等の陸上輸送時の災害対策に係る課題に関しましては、緊急時における初動対応手順の明確化を踏まえて原災指針の記載を充実させることとされたところでございます。この方針に従いまして原災指針の改正案を作成いたしましたので、これについて本日お諮りをし、意見募集を実施することについてお諮りしたいものでございます。

その内容でございます。2. の「（1）原災指針の改正」という部分でございますが、輸送時の災害等に関しましては、従前から関係省庁による枠組みでございます放射性物質安全輸送連絡会（安全輸送連絡会）における取組に基づきまして、関係省庁の連絡通報体制、あるいは役割分担等が定められております。また特に必要と判断される場合などには、

放射性物質輸送事故対策会議（輸送事故対策会議）を開催するという枠組みが構築されているところでございます。そこで、これを踏まえまして、原災指針におきまして、下の矢羽根（➤）2点の改正を行いたいものでございます。まず1点目として、国が実施すべき措置を明確化すること、また、これにあわせましてその他の記載の適正化を行いたいと考えてございます。

具体的な内容につきまして、3ページ目に別表として新旧対照表を付けてございまして、御覧いただければと存じます。上段が改正後の規定でございまして、前置きの後、3行目の下段から内容が書いてございまして、災害時に事業者等が原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法））に基づいて行うべき措置がまず列挙されてございます。この部分につきましては、傍線が引かれて改正となっておりますが、これは改正前から規定されている内容につきまして、法令、具体的には炉規法と外運搬規則（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則）でございまして、その用語に合わせて記載を適正化しようとしているものでございます。内容は従前と同様でございまして。

内容面にわたる改正は、後ろから4行目の部分でございまして。「国は、」として、国が実施する措置を新たに規定してございまして。国は、事故の報告等を受けた後、必要な体制を整え、情報収集、また放射線モニタリング、傷病者への対処、あるいは関係機関の連絡調整、情報発信等を実施すると規定する案とさせていただいてございまして。従前の改正前には、国等が主体的に対策を行うという規定のみだったところを具体化しているものでございます。この案についてお諮りさせていただきたいと存じます。

1ページ目にお戻りいただきまして、2.の（2）に原子力規制庁初動対応マニュアル（初動対応マニュアル）の策定について記載してございまして。原災指針の改正に合わせて初動対応マニュアルを策定することとしておりまして、こちらについてもあわせて、本日、方針について御報告させていただければと存じます。これにつきましては、核燃料物質等のみならず、核原料物質、また放射性同位元素を含めた形で、陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の原子力規制庁の初動対応を明確化するための初動対応マニュアルを新たに作成したいと考えているところでございまして。

2ページ目に内容のポイントのみでございまして、記載してございまして。「具体的には、」ということで、情報収集、情報共有、また関係機関との連絡調整、現場でのモニタリング、傷病者への対処、専門家による支援、職員等の派遣、また外部への情報発信、そして先ほども言及いたしました輸送事故対策会議の開催といった手順を定めることとしておりまして、現在、作業を進めてございまして。

こちらにも4ページ目に、イメージでございまして、ポンチ絵（図）を付けさせていただいてございまして。左上にございまして、関係事業者からの連絡を受けた後、緊急事案対策室が規制担当部門（※正しくは、関連部署）に情報共有をして初動体制の強化を図る。そして、規制担当部門（※正しくは、関連部署）の対応を掌握して、緊急事態対策監と協議

して、規制担当部門（※正しくは、関連部署）等に指示をして対応していくと、こういった形で内容を考えてございまして、これを初動対応マニュアルとして策定すべく、現在、作業を進めているところでございます。

2 ページ目の 3. でございます。今後の手順でございますが、まず、原災指針の改正案につきまして、意見募集の実施を行いたいと考えてございます。先ほど御説明させていただきました原災指針の改正案について、本日御了承いただけましたならば、明日19日から30日間、行政手続法に基づく意見募集を実施させていただきたいと考えております。

そして 4. のさらにその後の予定等でございますが、意見募集の後、来年2月中を目途に原災指針の改正について決定いただくべく、原子力規制委員会にお諮りしたいと考えてございます。

また、2行下の初動対応マニュアルでございますが、こちらも作業を進めまして、原災指針の改正のタイミングに合わせまして、原子力規制庁において策定したいと考えているところでございます。

なお、原災指針の改正を行いますと、それを踏まえて「原子力災害対策マニュアル（輸送編）」についても改正を検討していく必要があるものと考えてございます。

最後に「5. その他」でございます。本件に関連する事項について御報告させていただきたいと存じます。IAEAの安全基準では、輸送に関する事故のリスクや影響について定期的に評価すべきとされております。これを踏まえて、本年10月9日の原子力規制委員会におきまして、IRRSフォローアップミッションへの対応ということで、自己評価書ARM（原子力安全のための規制基盤に係る自己評価書（放射性物質輸送）要約）を御了承いただきましたが、その中で輸送実態を踏まえた合理的な想定事故を評価すること等も含めた形でARMを了承いただいております。これを踏まえまして、想定事故の評価について検討していきたいと考えているところでございます。想定事故の評価につきましては、旧原子力安全委員会の防災指針（「原子力施設等の防災対策について」）の附属資料として取りまとめられた評価が現状でございます。今後、対応の継続的改善という観点から、この評価を基にしつつ、現時点で得られる知見を加味しまして評価を行っていくこととしたいと考えているところでございます。

以上が御報告でございました。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

山中委員。

○山中委員

2つほど質問なのですが、安全輸送連絡会というのは、もう既に組織としては存在するのでしょうか。

それから、もう一点、必要に応じて輸送事故対策会議を組織すると。この場合、必要に

応じて原子力規制委員会が判断して、どういう省庁に声をかけて、どういう組織にするかというのを考えるということでしょうか。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の熊野でございます。

安全輸送連絡会の組織でございますが、これは関係省庁の合意に基づく仕組みとして設置をされているところでございます。資料上も1ページ目の脚注に、少し触りだけではございますが、触れさせていただいております。法的な根拠があるものではございませんが、関係省庁の仕組みということで設置をされ、政府としてオーソライズされているものでございます。

そして、2点目に御質問いただきました輸送事故対策会議でございますが、これは安全輸送連絡会の枠組みの下で、事故の対応において必要に応じて開催するということとされておりまして、陸上輸送に関しましては、対応の軸になりますのは原子力規制委員会、原子力規制庁ということになりますので、原子力規制庁の方で関係省庁に連絡をして、この開催を行っていくことになるというものと考えてございます。

以上でございます。

○伴委員

3つ質問があります。

まず、1つ目は、原災指針の改正ですけれども、3ページ目の改正案がありますが、これの最後の文章の中に「外部」という言葉が2つ出てくるのですよね。「外部機関による支援を含む」、それから「外部への情報発信」と。この「外部」というのは、具体的に何を意味しているのか。というのは、主語が「国は、」なのですよね。国を主体にしたときの外部といったら国外になってしまうのですけれども、だから、この「外部」というのは具体的に何を意図して書いているのでしょうか。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長でございます。

お答えをさせていただきます。

ここで「外部」という言葉が2つあって、何を意味しているかというお尋ねでございます。ここで「国は」と書いてございますのは、これは政府としての「国」を意図して規定をしてございます。

1つ目の「外部機関による支援」、こちらは例示で申し上げれば、JAEA（日本原子力研究開発機構）やQST（量子科学技術研究開発機構）などのいわゆる指定公共機関、そういった専門機関の支援を必要に応じて受けながら、モニタリング等を行うということの意味で規定してございます。

最後の「外部」は、こちらは国民一般に対して事故の状況を正しく情報発信するということを意図しておりまして、確かに御指摘のように「外部」という同じ言葉で若干分りにくい面はありますのでございますが、政府の外ということで、今申し上げたような意味で規

定をしているところでございます。

○伴委員

多分、そういう意味になるのだろうとは思いますが、要は、こういう使い方は問題ないのですかということなのですか。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

法令上の書き方ということで、少し御質問のような点はあるかと存じますが、法規部門等とも協議をして、法令的文書の書き方としてこれで問題はないと考えているところでございます。

○伴委員

それから、2点目なのですが、2点目は、原子力規制庁初動対応マニュアルのイメージとして最後の4ページ目のポンチ絵（図）がありますが、緊急事案対策室がハブになって、ここでさばく。情報の発信もここからやる。これはいいと思うのですが、ただ、現実の対応を考えたときに、関連部署としていろいろなところがあって、例えば、何らかの医療対応が必要になって、そのときに原子力災害医療とか、そういったもののリソースを使うというようなことになったときに、当然、関係各省、例えば、他省でいえば、厚生労働省とかともDMAT（災害派遣医療チーム）との連携とか、そういったことで連絡をとらなければいけないといったときに、オレンジの下の枠の中にある関連部署がむしろ直接やりとりをすることになるのではないかと思います。その辺りはどういう整理になるのでしょうか。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の古金谷でございます。

伴委員の御指摘の点でございますけれども、今、緊急事案対策室は、基本的にここに書いております関係部署の方も併任をほとんどかけておまして、実際、何かトラブル・事故があって何か外部機関との連携が必要になるということになれば、今、例として挙げられた医療の関係とかであれば、例えば、放射線防護企画課の医療チームに参集していただいて、お互いに共有をしながら、「では、あなたの方で厚生労働省の方に連絡してください。」というような形で、当然、餅は餅屋だと思いますので、そういった関係課のリソースをうまく使って連携を図りたいと考えております。

○伴委員

分かりました。

それで、最後の質問ですけれども、2ページの「5. その他」のところに書かれている想定事故評価ですね、これを今後やりますと。それはいいのですけれども、実際、その評価をやったものは、どこにどういう形で反映されることになるのでしょうか。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の熊でございます。

想定事故評価の結果がどこに影響といたしますか、反映されるかというお尋ねでございます。

す。こちらは評価を行ってみた結果、どのような対応が必要になってくるかによって、当然、異なってくるものではございます。

まず、一つ考えられますのは、何らかの対策面での改善が必要というようなことに仮になりましたら、先ほど言及がございました安全輸送連絡会議などの場で関係省庁とともに議論をして、対応について検討していくということが必要になろうかと存じます。

また、制度といたしましては、必要があれば、原子力災害対策指針の見直しということも視野には入ってくると存じます。ただ、先ほど原子力災害対策指針の改正の内容で御説明させていただきましたように、国が行う基本的な対応について規定しているものでございますので、必ずしもこの改正が必要になるということではなく、可能性としてはそれも入ってくるということであろうかと思えます。具体的には関係省庁の具体的な対応の改善につなげていくということだと考えてございます。

○伴委員

そうすると、だから、マニュアル類のそのレベルでの変更も当然あり得るということですよ。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長でございます。

すみません。説明が舌足らずで申し訳ございません。今回策定をしようとしている初動対応マニュアルは、もちろん改正の対象として視野に入っております。

○伴委員

そうすると、順番として、初動対応マニュアルを作る前にこの想定事故評価をやって、その結果を受けて初めて初動対応マニュアルが作成されると、そういう順番になるということですか。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長でございます。

今回は、ここのスケジュールにございましたように、原子力災害対策指針と初動対応マニュアルを、関係省庁との関係、あるいは関係部局との関係をはっきり機能するようにするというところに主眼を置いて、まず、来年2月ということを目途に実施をさせていただきたいと考えてございます。

事故の評価に関する検討につきましては、もう少し腰を据えて時間をかけて行う必要があると考えておまして、それを行って必要が生ずれば、また改めて検討を加えるということで行わせていただきたいと考えてございます。

○伴委員

了解しました。

○更田委員長

ほかにありますか。

まず、（原子力）災害対策指針ですけれども、3ページ、改正前といたしますか、現行の

ものは「原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行う。」としか書かれていないからということで、国がやること、「政府が」なのだけれども、（改正後では）「必要な体制を整え、」うんぬんかんぬんというので記述の充実を図ったというところなのだけれども、一方、現行の方は曖昧に書かれているから、曖昧に書かれている分だけ、いろいろなことに国が（主体的に災害対策を行う）というのですけれども、変えようとしている方（改正後）は、（原子力事業者等及び原子力事業者等から）運搬を委託された者との役割分担（の明確化）のようにも読めるのですが、改正しようとしているもの（改正後）ですが「炉規法等に基づき、原子力事業者等及び原子力事業者等から運搬を委託された者は、」とあって主語は極めて明確なのですが、「遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講じなければならない。」と書かれているでしょう。これは全部、要するに、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者の役割と、こう理解していいですか。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長でございます。

今、更田委員長にお読みいただいた部分は、これは原子炉等規制法、具体的にはその下の外運搬規則を含めまして、それらによって事業者の義務として規定されているものでございますので、事業者が実施する必要があることとございます。

なお、先取りして恐縮でございますが、国との関係では役割分担としてきちんと切れるものとは考えてございませんで、国については、代表的なものを規定しているということとを考えてございます。すみません。先取りしたようなことを申し上げて失礼いたしました。

○更田委員長

立入禁止区域の設定が事業者等ないしは運搬を委託された者の役割だとすると、今後（検討を）行うであろうとする想定事故というのは、事業者がきっちり認識していないと、立入禁止区域の設定なんてできませんよね。本当なのですか、これは。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

放射線防護企画課長の熊でございます。

移動している輸送中（の想定）でございます。まず、現地において、事業者が立入禁止区域、これを設定して対応するということが必要でございます。これが輸送事故連絡会議（※正しくは、輸送事故対策会議）の枠組み等の下で事業者に徹底をされることとなっております。もちろん、その後、消防、警察が対応する段階で、必要に応じてそこを更に対応を強化するといったことは、当然、想定をされることとございます。

○更田委員長

何を懸念しているかということ、これは暫定改正に見えるのですよね。事故想定に関しては、これからきっちり詰めますと言っていて、ガイドもこれから作りますと言っていて、

先ほどの伴委員への回答の中で、その後、また必要だったら改めますと言っていたけれども、むしろそちらが本改正になるのではないかなと思ってしまいますね。

想定事故は十分に輸送業者ないしは荷主と共有されなければ、彼らは立入禁止区域なんか設定できないし、それから、（初動対応）マニュアルなるもので、荷主、要するに、事業者の役割、輸送業者の役割、自治体の役割、そして、政府の役割、国の役割、それぞれが明確になっていく必要があるのだらうと思いますけれども、その検討というのは、とりあえずこれでまず変えましたと。現行ある体制を災対指針の中で位置付けようという趣旨だらうから、それはいいとして。今回の改正に反対するものではないけれども、むしろ今後の付いてくる作業というものの方が本論かなと思っているのです。

先に少し中身のことをいうと、最後の4ページに書かれているものでも、緊急事案対策室がハブになりますと、先ほどの伴委員の表現を借りると。だけれども、例えば、RI（放射性同位元素）の輸送で核燃料輸送を例にとると、核燃料がソースとなった事故なのだけれども、求められる対応はオフサイト対応なのですね。いわゆるオンサイト対応に相当するものというのは極めて限られて、キャスクにカバーをかけるとかなんとかというのはあるかもしれないけれども、基本、オフサイト対応なわけだけれども、この核燃料とオフサイト対応というのは、通常は見事に役割分担がされていて、核燃料はいわゆるこの組織（原子力規制庁）の中におけるプラント側の人たちが扱っていて、オフサイト対応は、災対指針の所掌課は放射線防護企画課だということで、災対指針ものだと放射線防護企画課が説明に来るわけだけれども、放射線防護企画課は核燃料なんか扱ったことがないと言うと失礼だけれども、放射線防護グループの方であって、核燃料はいつも原子力規制部の方であって、核燃監視課（※正しくは、核燃料施設等監視部門）という監視しているところはあるけれども、核燃監視課（※正しくは、核燃料施設等監視部門）はオフサイト対応なんか触ったこともないし、そもそも緊急事案対策室も、オンサイトで何か起きたときに、オンサイトへの対応が速やかに行われるか、ウオークダウンはきちんとしているかどうかというものにはふだんからすごくなれているけれども、訓練もしているけれども、オフサイトは、はっきり言って、ERC（原子力規制委員会緊急時対応センター）の反対側でオフサイト班がやっているという（認識です）。緊急事案対策室というのは、基本的にはプラント班主要のメンバーですよ、はっきり言って。

ところが、これは核燃料がソースになるけれども、求められる対応はオフサイトだということで、原子力規制庁の中の組織だって輸送事故に対応するように作られていなくて、だからこそ併任をかけていますという話だけれども、あちこちの人間をかき集めない対応ができない。

では、輸送に対応する組織を作るかということ、それも余り賢いとも思えなくて、小さな部屋ができて併任だらけという形になるだらうけれども、大事なのは、結局、まず訓練をやって多くの組織にわたっているメンバーが動けるのかということと、緊急事案対策室が何か事故が起きたというときに招集をかけるというか、ERCへ集まってくるのはプラント班

側だけでも、この場合はそうではなくて、むしろオフサイト班のスキルが生きるわけですよ。自治体に連絡しなければならない。関係省庁に連絡しなければならない。医療機関に連絡しなければならないと。だから、この後の作業の方がずっと大きいから、だから、口は悪いかもしれないけれども、今日の改正は暫定改正に見えるなというところ。災対指針そのものはこの程度の改正でとどまるのかもしれないけれども、本質はその下部の方にあるように思います。

やはりこれは緊急事態対策監が（法令報告を）受けてという、そこだけは間違いないのだらうと思うのですけれども。

○山形長官官房緊急事態対策監

緊急事態対策監の山形でございますけれども、炉（原子炉）から輸送まで含めて、ありとあらゆる事故・トラブルの緊急時初動は全て私が初動の指揮をとらせていただきまして、必要に応じて、オフサイトが必要であれば、そちらの方にも来ていただくことになると思います。

○更田委員長

輸送事故は特にその色彩が強いだらうから、応用問題的な色彩が強くて、そして、きちんとした訓練ができるような状態を早く生むということだらうと思います。だから、今日の改正そのものは、まあいいかというところなのだけれども。

ほかに何かありますか。

○田中委員

先ほど聞いていると、この想定事故評価というのが結構重要だと思うのですけれども、これは大体どのぐらいのスケジュールでこれをやる感じなのですか。結構早めにやった方がいいかなと思うのですが。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

想定事故評価の進め方でございますが、恐縮でございます。旧原子力安全委員会の防災指針というものが出発点になりますが、これは時期としてはかなり前にやられたものでございます。その内容の確認等からスタートして、また、関連する調査等が行われているようなものもあるようでございますので、そういうものも確認しながらということで、作業としては順番に確認を進めていくこととなります。具体的にいつまでということは、今はまだ描けていないところでございます。

○更田委員長

そんなこともなくないですか。（JAEAの）NEAT（原子力緊急時支援・研修センター）がやった委託調査に余り言及しようとしなくても、旧原子力安全委員会ないし旧原子力安全・保安院なのか、確か原子力規制委員会ではないと思うけれども、委託調査等もやっていますよね。ただ、その委託調査そのものが、またどこまで重きを置くかという評価をしていないから。だけれども、想定事故といたら、基本的に冷却が15年とか、非常に長く冷却された燃料を運んでいて、そのギャップガスが出ていくと考えるのが一番、多分、

ソースタームとして大きいでしょうけれども、そのときに何割出ていくかという、そこはもう、「えい」と決めの問題だと思いますけれどもね。

というのは、長く検討しても結果は出ないですよ、これは多分。いくら長く検討したところで。決めの問題であって。しかも、そこのイメージが持てないと、事業者なり、輸送業者とのコミュニケーションがとれないと思いますよ。どこまで考えているのかというのを最初に明確にしないと、輸送時に責任を負う人たちとの間のコミュニケーションがとれないと思うので、これはそんなに長いものでもないと思うのですけれども。

よろしいですか。

いろいろ意見はありましたけれども、この原災指針の改正案について、事務局の案で意見募集を実施するというところでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

その後の作業については、また適宜、時期を捉えて原子力規制委員会に報告をしてください。

○大熊長官官房放射線防護グループ放射線防護企画課長

承知いたしました。

○更田委員長

ありがとうございました。

4つ目の議題ですけれども、その前に、先ほどの議題（議題2）、マネジメント規程（の修正）はどこに入れますか。最後でいいですか。（事務局首肯）

では、4つ目の議題は、「原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の実施について」。

説明は緊急事案対策室の古金谷室長から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長、古金谷でございます。

それでは、資料4に基づきまして御説明をしたいと思います。

経緯の方は私の方で説明して、中身の方は菅原調整官の方から御説明をさせていただきます。

これは先ほどの議題（議題3）と同じように、本年7月17日の原子力規制委員会の方で、このEAL（緊急時活動レベル）をこれまでの事業者防災訓練で得られた教訓等を踏まえて改正しようという方向性について、御了解いただいたということでございます。

その後、原子力事業者とも公開会合を実施するなどしまして、中身を検討してきたというところでございますので、今回、お諮りしたいのは原災指針の改正案とEALの関係でございますので、原災法（原子力災害対策特別措置法）に基づく通報規則（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則）ですね、こちらの方、それから、緊急事態区分の基準等の解説（原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断

する基準等の解説（指針の解説）という、この3本でございますけれども、これらについて原子力規制委員会の了解が得られれば、意見募集のプロセスに入っていきたいというところでございます。

では、具体的な内容につきましては、菅原調整官の方から説明させていただきます。

○菅原長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室の菅原でございます。

「2. 改正の主な内容」の方を御説明させていただきます。

全ての改正項目は別紙1の方に取りまとめておりますが、御説明は別紙2ということでパワーポイントを御用意しておりますので、そちらの方で説明させていただきます。

別紙2の（通しの）8ページをお願いいたします。

①、「原子炉停止機能の異常」のEALの見直しでございます。

上の方に「問題点」という枠がありますけれども、重大事故等対処設備である緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備などが考慮されていない、また、AL（警戒事態）よりも先にGE（全面緊急事態）を判断する場合があるという課題でございます。

左側の絵（図）を御覧いただき、現状のGEでございますが、原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入操作失敗により原子炉を停止することができないときにGEとなります。現状のGEでは制御棒の操作状態のみを考慮しており、新規制基準で追加されたATWS緩和設備等が考慮されておりません。仮に制御棒の挿入が失敗したとしても、ATWS緩和設備（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備）等により原子炉を停止できますが、現状のGEですとATWS緩和設備等が考慮されていないため、制御棒の挿入失敗でGEとなり、避難が始まってしまうということになってしまいますので、これらの設備を考慮してGEの判断を考えるべきと考えます。

改正案でございますが、同ページ右側を御覧いただき、まず、ALでございますが、これは原子炉制御室から行う制御棒の挿入操作が失敗した場合をALの判断としてはどうかと考えております。現状のALの判断は残すことといたしまして、この2つの「OR条件」でALを判断してはどうかと考えております。

そして、GEですが、先ほども申し上げましたATWS緩和設備等も考慮いたしまして、全ての原子炉停止操作が失敗した場合において、GEと判断してはどうかと考えております。

（通しの）9ページをお願いします。②、「原子炉制御室等に関する異常」のEALの見直しでございます。

（上の方の）「問題点」の欄、原子炉の運転や制御を行う設備として、中央制御室内操作盤がALの判断に考慮されているが、SE（施設敷地緊急事態）、GEの判断においては考慮されていないというものでございます。

ページ左の表を御覧ください。このEALにおいては2つの判断要素がありまして、1つが、黄色でハッチングしておりますけれども、制御室の環境でございます。もう一つが、ピンク色の原子炉等に異常が発生した場合における原子炉施設の監視機能でございます。

まず、黄色の制御室の環境でございますが、冒頭申し上げましたとおり、ALの判断に際しては中央制御室外操作盤を判断に考慮していますが、SE、GEの判断では考慮してございません。

しかしながら、ページ右側に下線を付した青字で記載してございますけれども、中央制御室外操作盤において原子炉を冷温停止に移行させることが可能でございます。現状のEALのままですと、中央制御室の環境が変化し、制御に支障あるいは機能が喪失した場合において、中央制御室外操作盤が使用可能で冷温停止まで持っていけるにもかかわらず、SEやGEとなる場合があるということになります。したがって、黄色の制御室の環境については、中央制御室外操作盤も含めて判断対象としたいと考えております。

他方、ピンク色の原子炉等に異常が発生している場合における監視機能でございますが、ページ右下に記載しておりますけれども、原子炉等に異常が発生している場合には、中央制御室外操作盤では監視機能を有していないことから、判断対象に含めず、現行のままとしたいと考えております。

(通しの) 10ページをお願いいたします。③、「原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)」のEALの見直しでございます。

問題点でございますが、原子炉冷却材の漏えいの発生によりLCO(運転上の制限)を逸脱し、保安規定上の措置が完了できない場合にALを判断いたしますが、漏えい量が大きい場合、保安規定の措置が完了する前にSEを判断することがあるというものでございます。

LOCA(原子炉冷却材の漏えい)が発生しますと、保安規定で定められた措置として時間内に決められた注水流量への回復といった措置がなされます。現行のALは、当該措置が定められた時間内にできない場合にALを判断するということになっています。すなわち、当該措置の実施中はALを判断しないということになっていますが、仮に事象が、漏えい量が大きく急激に水位低下する事象の場合で、ECCS(非常用炉心冷却装置)の作動が必要な事態となり、さらに、その上でECCS等の高圧又は低圧(の注水)が失敗するというような事象になりますと、ALの判断に至らないままSEになってしまうということがあるというものでございます。

したがって、ページ右側ですが、こうした漏えい量が大きい場合を考慮し、ECCSの作動が必要となる漏えいが発生した場合をALの判断として加えてはどうかと考えております。現状のALの判断は残しつつ、この2つの「OR条件」でALを判断してはどうかと考えております。

(通しの) 11ページでございます。「電源供給機能の異常」のEALの見直しでございます。

問題点の欄でございますが、全交流電源喪失のおそれは、非常用母線1系統の状態が15分継続でALを判断することになっており、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止した場合、ALの判断をせず、30分後にSEの判断をするというものでございます。

ページ左、現行のEALの設定を図に示しておりますが、非常用交流母線が残り1系統となり、15分継続するとAL、その後、全ての非常用交流母線からの電気の供給停止になってし

まうと、そこでALの経過連絡が（事業者から）来て、さらに、その30分後にSEの通報が来るということになります。

このように事象が段階的に進んだ場合は、特段問題は生じないのですけれども、段階を踏まず、全て停止という、（ページ右の）図のように、いきなり全ての非常用交流母線からの電気の供給停止になってしまった場合、今のEALの枠組みのALの規定ぶりではALの判断基準が不明確な状態になっているという課題がございます。

事業者防災訓練では、ある事業者は、ALの判断なく供給停止30分経過後にSEを判断し、別の事業者は、残り1系統と同様に15分経過後にALの判断をしたという場合もございました。

この改正案としては、ページ右側のように、現状のAL判断は残しつつ、全ての非常用交流母線からの電気の供給停止となった場合のALの判断を追加することとしたいと考えております。こうすることにより、右側の絵（図）にあるような、段階を踏まずに全ての非常用交流母線からの電気の供給停止となった場合に、事業者においてALの判断が迷わず行われるようにしたいと考えております。

12ページでございます。「もんじゅのEAL」の見直しでございます。

問題点の欄でございますが、原災指針に定めているナトリウム冷却型高速炉のEALは、もんじゅの原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在する状態での廃止措置を想定していないというものでございます。

もんじゅの現在の状態でございますけれども、廃止措置計画は認可されていますが、原子炉容器内に燃料集合体が存在しているという状態にあります。原災指針上ではそもそもこういう状態を想定しておらず、もんじゅは廃止措置計画が認可されていますが、原災指針上は運転中のナトリウム冷却高速炉のEALの枠組みに該当しているという状態にあります。

今、もんじゅは、原子炉容器内の燃料、そして、使用済燃料プールにある燃料なども含め、十分冷えている状態にあり、実用炉と比較すると、炉内に燃料が存在するということを除けば、廃止措置段階の実用炉の状態に近いという状態でございます。

こういう観点で、もんじゅのEALと廃止措置段階の実用炉のEALを比較した表を記載しております。

廃止措置段階の実用炉については、当然、原子炉の中には燃料がありませんし、使用済燃料プールにある燃料も十分冷えている状態ですので、EALとして求められているのは、黄色でハッチングしている使用済燃料貯蔵槽に関する異常の部分と、あと、放射線量の検出の部分だけがEALとして求められております。これに対して、ナトリウム冷却型高速炉のEALは運転中のものですので、もんじゅもこの表に示す全項目が求められている状態でございます。

改正案といたしましては、炉内に燃料が存在することを除けば、廃止措置段階の実用炉と同等のEALとすることも可能と考えられますので、現在のもんじゅの特性や状態を踏まえ、

実用炉の廃止段階のEALの枠組みと整合を図り、事業者において適切に見直しをしてもらうことを考えております。

こうしたEALを設定できるよう、これは原災指針そのものの改正ではなく、指針の解説の方で明確化したいと考えております。

主な改正は以上となりますけれども、（通しの）7ページをお願いいたします。

継続検討として残っている課題が3点ほどございます。これは再処理施設のEALの見直しと特重施設（特定重大事故等対処施設）等を考慮したEALの設定でございますが、これらについては、今後の審査の状況を踏まえて改正を行っていきます。

また、3番目の10条通報（原災法第10条に基づく通報）の内容による原子力規制委員会としての対応でございますが、これは現在、関係規則類の変更を含め、別途検討を行っているところでございます。

（通しの）2ページにお戻りいただけますでしょうか。

「3. 意見募集の対象」でございます。

冒頭、古金谷課長から申し上げた3本の原災指針、通報規則、指針の解説の改正案は、それぞれ別紙3、4、5として添付しております。

これらの改正について「4. 意見募集の実施」のとおり、意見募集を実施したいと考えております。

このうち別紙5でございますが、申し訳ございませんが、1カ所誤記がありましたので、資料を訂正した上で意見募集をかけさせていただきたいと思っております。

具体的には、細かくて恐縮ですけれども、別紙5の83ページでございます。別紙5の83ページ、左側に赤字の部分がございます。その末尾に「以下『防災業務計画等命令』という。」という記述がございますが、この初出部分は当該箇所ではございませんで、前の方でございます。具体的には46ページでございますけれども、そこが初出箇所となりますので、そこを訂正した上でパブリックコメントの方にかけていただければと思います。

また（通しの）2ページにお戻りいただきまして、「5. 今後の予定」でございますが、（1）の原災指針と（3）の指針の解説につきましては、パブリックコメントを踏まえた改正案を改めて原子力規制委員会にお諮りしたいと思っております。年明け2月を予定しております。この原子力規制委員会で決定いただいた日から施行することを予定しております。

（2）の通報規則でございますが、こちらについては、官報に公布された日から6月を経過した日からの施行を予定しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。よろしいですか。

よろしければ、別紙3、別紙4、別紙5に示す改正案について、行政手続法に基づく意見募集を実施することとしたいと思っております。よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

ありがとうございました。

その上で、私の方から。

この継続検討、(通しの) 7ページにある継続検討うんぬんだけれども、ここには私は意見ありであって、EALについては、少し時間が掛かるのは仕方がないかもしれないけれども、抜本的にその仕組みを見直すべきだと思っています。

EALというのは、当然のことながら、緊急事態での防護策のトリガーを引くために、あらかじめ定めていくもの。ですから、EALのトリガーが遅過ぎたら手遅れになるから、遅くてもいけないけれども、早過ぎてもいけないし、ないしは早過ぎたり、あるいは空振りに終わる。

これは空振りを恐れないというのは当然だけれども、空振りとは何かというと、防護策をとったけれども、施設からは全く放射性物質が放出されない。もちろん念のためだし、安全のためだし、空振りを恐れないという姿勢は大事だけれども、一方で、東京電力福島第一原子力発電所事故の重大な教訓というのは、被ばくを避けるための防護策そのものが人の健康や命にリスクを与えるということが非常に重要な教訓で、だから、空振りを恐れないと言いながらも、やはり空振りも程度問題だよねと。

そうすると、技術的なポイントからいうと、GEに関して、今のGE(を判断する時期)がそろっているかどうか。GEをどれかたたいたときに(GEの判断基準のどれかに該当したときに)、GEに至って炉心損傷に至る確率というのは、恐らくこれをぱっと見てもばらばらだと思う。ただし、今のリスク評価の技術の現状からいって、そんなものがきちんと特定できるとも思わないけれども、ばらばらだろうし、更に言えば、放出に至る確率、放射性物質の放出に至るいわゆる条件付きの確率でいっても、随分ばらつきがあるだろうと思っています。

ただし、こういう技術的な問題よりも何よりももっと現実的な問題は、今回、SA(シビアアクシデント)施設を考慮に取り組みますというのだけれども、今後は重大事故等対処施設も整備されるし、更に言えば、多様性拡張施設、いわゆる自主施設もありますと。

そうすると、例えば、設計基準設備(DB設備)、SA設備が倒れたので、GEをたたきましたとあって、もう電気はありませんとかとあって、住民の方々に避難なり、防護措置をお願いしておきながら、発電所にはこうこうと電気がついているとなりかねないですよ。というのは、自主設備がうち(当該発電所)にはありましてと。だから、私たちは自主設備の状態も把握するように努めてはいるけれども、要するに、設備・施設の実態と離れたEALを置いてしまうと、極めて深刻な事態が起きると。

では、国外で、海外でこういったことを避けるためにどうしているかという、米国の例でいうと、EALは事業者が定めている。事業者というか、実はNEI(米国原子力エネルギー協会)が定めているのかな。日本でいうATENA(原子力エネルギー協議会)ですね。

それはなぜかといえば、彼らに対して、どの時点でトリガーを引くかというのは、なかなか難しい問題だけれども、遅過ぎないように、放射性物質の放出に至る蓋然性が一定程度あって、それに向けて24時間、36時間、48時間以上の余裕が持てるようにというような何らかのクライテリアは示さなければならないのかもしれないけれども、いずれにしろ、EALに関しては、事業者が定めた方が正確なものができる。

ですから、どういう方向になるか。本来であれば、個別の事業者なのか、ATENAなのか、それは分かりませんが、事業者がEALに関して設定をして、その上で原子力規制委員会なりが確認するというのが本来あるべき姿だろうと思っています。

ただ、（原子力）災害対策指針はそういう構造にはなっていないし、急に変える、法令上の観点もあるだろうから、少し時間をかけて検討してもらって結構ですけれども、EALについては、私は、施設の設定が強化されればされるほど、仕組みを変えなければならぬだろうと思いますし、それから、EALをこうやって災対指針の中で定めてしまうというのは、事業者の自主的改善努力に水をかけることにもなりかねないので、そういった意味で検討が必要だと思っているので、これは荻野長官に答えてもらいたい。山形緊急事態対策監でもいいけれども、じっくりとした検討を指示したいと思います。

○山形長官官房緊急事態対策監

緊急事態対策監の山形でございますけれども、今、更田委員長がおっしゃられたとおり、設備的な、いろいろな技術的な問題もございますけれども、どういう形で検討を進めればいいのかということも、検討の段階からATENAに入ってもらえるのかどうかというような枠組みの問題もございますので、そういうものの一案を作って改めて原子力規制委員会にお諮りしたいと思います。

○更田委員長

荻野長官、それでいいですか。

○荻野原子力規制庁長官

重要な御指摘でありますし、特に技術的な面で詳細な検討が必要かと思っておりますので、しっかり早急に検討を開始したいと思います。

○更田委員長

伴委員。

○伴委員

今の更田委員長のコメントの補足なのですが、EALの検討ということになると、どうしてもプラント側の検討が中心になっていくのですが、でも、EALの設定が適切でないと、そのしわ寄せがオフサイト側に来るということを本当に肝に銘じていただきたいと思っていて、空振りが多過ぎるというのはよくないということもありますけれども、最悪の事態、最悪の事態というのを想定してGEを前倒しにしてしまうと、防護措置であるところの屋内退避が全く意味を持たなくなってしまったり、屋内退避を1週間も2週間もなんてできっこないですから、だから、その意味で、全て保守的、保守的というのがこの場合には通用し

ないというところがまた難しいところだと思います。

○更田委員長

伴委員に反論ではないのだけれども、そもそもこれは事業者というか、プラント側中心の作業にはならないと思う。というのは、オフサイト対応がどういった意味を持っているのか。あるいは平たく言うと、副作用を持っているのかということを理解せずにEALの設定なんてできないから。

だから、例えば、今言われたように、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）における屋内退避であるとかというものを、放射性物質を放出する可能性を持った事業者は、理解してEALを設定してもらわなければ困るという意味で。だから、この検討は決してプラント側の検討ではないのですよ、EALであっても。EALがトリガーをかける防護措置の意味とその重大さ、あるいは副作用、どういうリスクを住民に与えるかということを理解した上でEALが設定されなければいけないので、決してプラント側の作業ではなくて、プラントとオフサイト双方が参加しないと、この作業はできないと思います。

では、よろしく（お願いします）。

5つ目の議題です。5つ目の議題は、「新検査制度に係る内規類の決裁区分等について」。

説明は検査監督総括課の古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁、古金谷でございます。

では、資料5に基づきまして御説明させていただきます。

経緯でございますけれども、今、これまでいろいろな文書類、法令類の整備を進めておりまして、第一弾、第二弾というものについては、既に原子力規制委員会の方にもお諮りして、意見募集を実施しているというところでございますけれども、年度末に向けて、第三弾のガイド類についても、今、作成作業を進めているというところでございます。

本日は、特にそういったガイド類の位置付けについて、御審議、お諮りしたいというところでございます。

まず、別紙1、2を御覧いただきまして、どういうものがあるのかというところについて、御説明させていただきます。

別紙1に全体の概要を示しておりますけれども、今回、主に御相談いたしたいのは、実施要領（原子力規制検査等実施要領）とその下にぶら下がっている、丸で囲ってある部分のガイド類というところになります。

具体的な内容は別紙2の方に書いてございますけれども、詳細は説明を省略しますけれども、大きく分けますと、実施要領が全体の枠組みを規制しているというところでございますけれども、その下に主に検査のガイド類というものがございまして、共通的な事項を定めるもの、それから、3種類の検査がございまして。基本検査、追加検査、特別検査とございますので、こういったものの内容を定めるガイド、それから、検査の具体的な計画をしたり、報告を作成するというような事務手続のガイドというものが大きく構成としてご

ざいます。

それから、検査をした後に何か気付き事項を見つかった場合に、それをどのように評価するかというところについての意思決定プロセスに関する運用ガイドというものが、3.、5ページの下のところからございますけれども、大きくは2つございまして、1つ目は、初期スクリーニングということで、パフォーマンスの欠陥があるかどうか、それから、その事象が軽微なのか、軽微を超えるのかどうかというところを判断するガイドと、次の6ページ目でございますけれども、安全重要度を具体的に評価するプロセス、これは実用炉であれば、色を付けて4段階で評価する。核燃料の施設であれば、追加対応がある、ないというような形での2段階での指摘事項を評価するというものでございますけれども、この辺のガイドというものがございます。

それから、7ページ目のところに、安全実績指標のガイド、これは具体的な安全実績指標はどのようなものがあるのか、その内容、定義等々について定めているというものでございます。

あと、4番目としましては、規制対応措置のガイドということで、深刻度レベルにあわせて、どういった規制対応措置をとるかというところについて、これは最終的には原子力規制委員会で決定するというものでございますけれども、その考え方をガイドとして我々の中での検討に使いたいというものでございます。

それから、技術的なものになりますけれども、PRA（確率論的リスク評価）のモデル、これは事業者が開発したものを我々としても評価に使うと考えておりますけれども、その妥当性をどういったプロセスで、どういった形で評価するのかというのを定めたガイドというものを今準備しております。

その他ということでは、これは法定確認（廃棄物確認、運搬物確認、クリアランス確認等）と原子力規制検査の関係性を、具体的に運用レベルでどのように関係付けるかということを決めたガイドというものも定めたいと思っております。

これらにつきまして、1ページ目に戻っていただいて、具体的な決裁区分というものについて整理したいというところがございます。

まず、実施要領でございますけれども、これはもう第一弾の意見募集のところでは既に原子力規制委員会の方にも一度御報告、御説明しておりますけれども、これにつきましては、基本的には法の下に基づく制度全体の枠組み、解釈、運用を示すものということでございますので、原子力規制庁名の文書ということで、長官決裁という形で制定したいと思っております。

これは既に任意の意見募集を実施しているということもございますので、今後も実質的に中身のある改正があるという場合には、意見募集を実施した上で改正していきたいというところがございます。

②のところでございますけれども、その下位の文書、先ほどの別紙1で特に白色で枠組みを囲ってある部分でございますけれども、その点につきましては、今後、いろいろな現

場での運用実績を踏まえて柔軟に見直していく必要があるということもございますので、基本的には各担当課長の決裁で制定するという形にしたいと思っております。

ただ、やはり先ほど概要、それぞれのガイドを説明しましたけれども、意思決定に係る判断に係る部分の改正というものについては、これは重要だと思っておりますので、原子力規制委員会に報告して、了承を得た上で所要の改正あるいは制定をするという形にしたいと思っております。

これらのガイドにつきましては、先ほど申しあげましたように、検査官が実際に使うもので、運用を適宜見直していくというものということもありますし、これまでも（試運用でも）検討チーム（検査制度の見直しに関する検討チーム）あるいは制度見直しのワーキンググループ（検査制度の見直しに関するワーキンググループ）といったようなところで意見を事業者からいただいて、反映しているということもございますので、任意の意見募集を不要とするという形で柔軟に見直せるようにしていきたいと考えております。法定確認のガイドについても、同様に（任意の意見募集を）不要という形で柔軟に見直していきたいということ考えております。

今後の予定でございますけれども、実施要領については、できれば来週の原子力規制委員会で、パブリックコメントの結果も踏まえて変更の箇所を改めて御報告して、了解を得て制定したいと思っております。それ以外の下位の文書類については、来年4月の本格運用の前に、全て一度原子力規制委員会の方に御報告をして、了解を得て制定するという形にしたいと思っております。

それが済みましたら、あと、実質的な改正作業については、これら下位の文書については、基本的には我々原子力規制庁内で決裁により変更していきたいと考えてございます。

説明の方は以上でございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

恐らく決裁区分そのものについて、異論があるとも思い難いので、原子力規制委員会としては、長官決裁であろうと、課長決裁であろうと。ただ、むしろガイド類の変更であるとか、ガイド類の推移について、どこまでモニターするかというところだと思うのですよ。

検査監督総括課の役割なのだろうけれども、もちろん私たちはレジデント・インスペクター（常駐検査官）の日々について把握をしたいとも思っているし、チーム検査がどのように進むのかということも把握したいと思っているし、その人たちのよって立つところのガイド類が具体的にどうであるかということにも責任は負うわけだけれども、柔軟性がなければならぬし、むしろガイドがどうなっているかというよりも、特にROP（原子炉監督プロセス）の場合は、監視の実態がどうなっているかというのが原子力規制委員会にどこまで見えるかという話だと思っておりますので、（内規類の）決裁の区分に関して、事務局の提案を了承してよいと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

それでは、内規類の決裁区分等については、事務局の提案のとおり了承します。

その上で、実際、施行後に監視の実態をどうというのは、またこれは（新検査制度を）始めてからという議論だと思いますので、その点は留意しておいてもらえればと思います。ありがとうございます。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

承知いたしました。ありがとうございます。

○更田委員長

石渡委員。

○石渡委員

この（2. ②の）ガイドというのは、これは担当課長の決裁により制定するということですが、このガイドの文書そのものというのは、これは誰でもホームページで見られるようになるのですか。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございますけれども、当然、こうしたものは全て基本的には公表すると。当然、核物質防護とか、そういうものについては、機微に触れるものは公開はできませんので、事業者との共有だけという形にもなろうかと思っておりますけれども、そういう問題がなければ、基本的には全て公開するという形にしたいと思います。

○石渡委員

分かりました。

○更田委員長

それでは、6つ目の議題ですけれども、「安全重要度評価などに係る原子力規制委員会への報告及び了承について」。

これも古金谷課長から。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

原子力規制庁の古金谷でございます。

資料6でございます。

これは新検査制度の中で、いろいろな検査の中で気付き事項があって、それが保安規定違反等の指摘事項になった場合に、特に実用炉でいうと、（安全重要度評価が）「白」以上になるようなもの、核燃料であれば、追加対応が必要であるような、そういった指摘事項について、どういった段階で我々の案を原子力規制委員会に御報告して、了承を得るかというところについて、このプロセスについて御了解をいただきたいというものでございます。

添付資料、フロー図で3ページに書いておりますけれども、ポイントだけ御説明をいたしますと、まず、実用炉の場合ということで中心に御説明しますが、（安全重要度評価が）「緑」を超える可能性が出てくるということを我々の検査官あるいは本庁で判断

した場合には、これをやはり事業者に通知すると、具体的な（安全重要度評価の）色なり、追加対応の内容を含めて通知するということが必要になってきます。

まず、暫定的なものを決めるということになりますけれども、その通知をする前に原子力規制委員会の方にその内容を御報告して、了承を得たいというところがまず1点目でございます。

その後、この暫定的な評価結果について、事業者から意見陳述の要望等があった場合には、意見聴取を行って、その内容も踏まえた上で、暫定のものを変更するかどうかというものを改めて原子力規制庁の中で検討して、その内容を原子力規制委員会に御報告して、了解を得るという形にして、さらに、元々の暫定結果と比べて変わるか、変わらないかというようなところを事業者に通知するということでございます。

さらに、その通知した内容について、やはり事業者が異議があるということであれば、原子力規制委員会の方に異議申し立てをしていただいて、その内容について、さらに原子力規制委員会で審議をしていただくということでございます。そこで原子力規制委員会で最終的には審議をいただいて、決定するということでございます。

フロー図にも右の方に（縦線で）書いておりますけれども、暫定的に評価したもので、意見陳述の要望がなし、あるいは異議申し立てがなしということであれば、それがそのまま最終的な決定になるということでございます。こういった事業者からの要望があれば、この添付資料にありますような全プロセスを経てということになりますけれども、そういう場合でなければ、一番早い場合であれば、暫定的に決めたものが、7日以内に意見陳述の要望がなければ、その暫定が最終的な結果ということになって、その内容については、四半期の報告書で最終的に明らかにするとともに、原子力規制委員会に報告するという形にしたいと思っております。

あと、規制対応措置、具体的な法律に基づく命令措置等を行う場合には、それは当然のことながら、我々の方で案を作成したものを原子力規制委員会にお諮りして、決定いただくということを考えております。

核燃料施設のフロー図は具体的には示しておりませんが、基本的には同じような考え方でフローを進めていきたいと考えておりますので、こういったフロー、流れについて、御了解をいただければと考えております。

以上です。

○更田委員長

このフロー図の「意義申立て」の「意義」は誤字ですよね、（上から3つ目の）ひし形の中にある「事業者からの『意義』」（申立て）というのは。誤字を修正しておいてください。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

失礼いたしました。修正した上でホームページに公開したいと思っております。ありがとうございます。

○更田委員長

御質問、御意見はありますか。

これの公開、非公開の関係ですけれども、原子力規制委員会への報告・了承は全て公開のプロセスなのだと思うのですが、事業者からの意見陳述要望があった場合、（添付資料に記載のある）「原子力規制庁で暫定評価結果に対する意見聴取等を実施」というのと、それから「原子力規制庁で申立て受入れの要否等を検討」した後、これはどれが公開なのでしょう。

○古金谷原子力規制部検査グループ検査監督総括課長

基本的には事業者からの意見陳述の要望があって、説明したいという場がありましたら、それは公開の場でしたいと思っております。ただ、単に資料を提出するとか、そういうことであれば、面談で受け取って、それで、その内容を面談録として公表するというような場合もあるかと思えますけれども、基本的には事業者とのコミュニケーションの場で説明をいただくということであれば、全て公開の場でと考えております。

○更田委員長

よろしいでしょうか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長 それでは、SDP（安全重要度評価）に係る原子力規制委員会への報告及び了承のプロセスについて、事務局の提案を了承したいと思います。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですが、そうだ、忘れてはいけないですね、2つ目の議題、「原子力規制委員会マネジメント規程の改正について（案）」、指摘を受けた改正案についてですが、もう今、お手元に紙が（追加で）配られていると思えますけれども、赤字の部分、第4条で「GSR Part2（2016年）などの国際原子力機関（IAEA）の定める基準、」、それから、ISOも同様ですね。

それから、これ（第26条）は石渡委員の御指摘そのままですかね。「部等の長及び課等の長は、当該部等又は課等に所属する職員について、必要に応じ、業務を通じた教育・訓練の実施」うんぬんと。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○更田委員長

このとおりの修正を施した上で、マネジメント規程の改正を決定したいと思います。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、ほかに何か委員からありますか。

私から伴委員に質問です。

（今週12月16日に）RIの紛失（の報告）がありましたよね。確か1 m離れたところで0.9 μ Sv/hとか。だから、ものすごく危険なものなくなったというつもりはないけれども、一方で、気付かないで生活圏のそばにあるというか、体のそばにあったら、それはそれで

決して小さくもないですよ。どのぐらいのものと捉えればいいのかと思って。

○伴委員

それを気付かずに拾った人に何か放射線障害が現れるかというところ、そういうレベルではない。だけれども、では、無視できるほど小さい線源かというところ、決してそういうことでもない。だから、非常に微妙なところなのではけれども、だからこそ、またそういう管理が甘かったのではないかと懸念されているところが懸念されて、もちろん、できるだけ早期に見つけていただきたいとは思いますが、これまでの管理がどうだったのかというのはしっかり見ていく必要があるのだろうなとは思っています。

○更田委員長

確かこれはいつからなのか分からないという話ではなかったですか。だから、それは線源の、標準線源とかで非常に軽いものというのは、多少そういうのは事例がゼロではないとは言わないけれども、ただ、このぐらいの線源だったら、きちんと管理されているべきだと思うので、これはしっかり（対応してください）。担当課はどこになるの。これはやはり事対室（事故対処室）になるのかな。RI（部門）（放射線規制部門）の方で追いかける（のですね）。RI（部門）ですと、鶴園調査官のところでは追いかけるということですか、具体的にいうと。

○片山原子力規制庁次長

次長の片山です。

鶴園調査官のところというより、（放射線規制担当の）宮本管理官のところですか。

○更田委員長

分かりました。では、しっかり（やってください）。事業者はどこでしたか。

○山形長官官房緊急事態対策監

緊急事態対策監の山形でございますけれども、古河機械金属株式会社です。

○更田委員長

では、きちんと聴取も進めて指導・監督してもらいたいと思いますので、よろしく願いします。

ほかに何かありますか。

では、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。